

豊島区物品の買入れその他指名競争入札参加者指名基準

平成23年3月17日

総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区契約事務規則（昭和39年豊島区規則第24号。以下「規則」という。）第35条の規定に基づき、豊島区（以下「区」という。）が発注する物品の買入れその他における指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、豊島区物品の買入れ等指名競争入札実施要綱(平成23年3月17日総務部長決定)において使用する用語の例による。

(指名の判断事項)

第3条 区長は、物品の買入れ等に係る指名競争入札の業者指名にあたっては、資格審査サービスに登録されている者を次の各号に掲げる事項を調査したうえで、入札参加の適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 区内の事業者の有無
- (4) 他の官公庁及び民間における契約実績
- (5) その他判定に当たり必要な事項

(指名の方法)

第4条 区長は、前条の規定により適格性を有すると判定された者について、発注案件の予定価格に応じて、会社の規模、資本金の額、営業種目の契約実績、従業員の数その他の状況を総合的に勘案し、指名する。

(指名の制限)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者

ア 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成20年8月1日総務部長決定）第3条の規定に基づき指名停止措置を受けている者

イ 豊島区暴力団等排除要綱（平成21年3月6日総務部長決定）第3条の規定に基づき入札参加排除措置を受けている者

ウ 物品の買入れその他の契約書に基づく区職員の指示等に従わないことなど契

約の履行が不誠実である者

エ その他不誠実な行為が認められる

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適當と認められる者

(委任)

第 6 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。